

「讀墨子」について

著者	高橋 均
雑誌名	漢文學會々報
巻	26
ページ	16-31
発行年	1967-06-15
URL	http://doi.org/10.15068/00148664

寄

均

墨子という書物が、いつどのような形で日本に傳えられ、讀まれたのか、ということを知ることは必ずしも容易なこと なぜかというと、それが、論・孟・老・莊などの書にくらべると、日本人の中で讀まれることがはるかに少な

が

逸傳所載の魯勝の鼉辨注敍、ずっとくだって、宋に樂臺の注(亡佚)が擧げられるだけで、本式にメスが入るのは、 なかった、ということを忠實に反映しているのである。こころみに、中國における墨子の注釋書を調べてみると、 かったからである。そして、その少なかったという事の一斑は、中國においても清末に至るまではあまり讀まれることが 晉書隱 清朝

中期の舉

元の經

割堂

墨子の

刊行まで

またなければならない。

天保六年(一八三五)には、 のことは墨子にかぎらず、荀子の研究において、荻生徂徠の「讀荀子」についてもよく知られていることである。 で、日本が中國のあとを追っていたのではないことを示している。(玉山の寶曆刊墨子についてはのちにふれる) 注釋として、當を得たところも多く、しかもその刊行は畢死の經訓堂墨子に比べて二十七年も早い。これは、墨子の研究 曆七年(一七五七)秋山玉山によつて明の茅坤校の墨子六卷が、欄外に校記を付して刊行されたことであろう。 であるから、約五十年にして日本で刊行されたわけである。 日本ではどうであったろうか。ほそぼそなりとも讀まれていたはずだが、中で注目しなければならないのが、寶 畢沅 の經訓堂墨子が和刻された。 このテキストは廣く通行し、これによって、墨子が一躍天下 畢元がその書を公にしたのは乾隆四十八年(一七八三) その校記は 實はこ ついで

でに 當時の事情を考えれば、必ずしも少ない敷ではないだろう。ただ殘念なことは、その著述の多くが寫本で傳わり、 によると、墨子に關する著書は十数家を擧げることができる。その數を、 期的なことといってよいだろう。このころから、 ー一八〇六〇 の人に知られることになつた。 はならなかったことから、 の「墨子考」で、 比較的流布しているという理由から、「漢文大系」の墨子にとられていて、 現在では容易に見ることはできなくなってしまった。 現在から見れば、 いろいろと問題はあるににしても、 墨子を講ずる人は多くなったといわれる。 論・老に比すれば、 句讀、 唯一の例外は、 訓點をつけたことはやはり遺 「近世漢學者者述目錄 まさに雲泥の差があるが、 戸崎 允明 簡單に見るこ 〇七二九 刻本ま

館・林文庫にも收められていて、 る意義を認めたので、その紹介かたがた關連することについて以下述べてみたい。 私は數年前 前中 H ・山本書店で著者名を記さない「證墨子」という小册の寫本を手に入れたが、 兩者の內容はともに墨子の異本の校勘と注釋を記したものである。 同 兩本について檢討 名の本が教育大闘

とができる。

考二卷)、西村越溪(墨子講叢)、 馬 秋山玉山(墨子全書六卷)、太田全齋(黑子考要四卷)、 諸葛琴臺 (墨子箋三卷)、 八田龍溪 諸葛歸春 (墨子解二卷)、萩原大麓 (讀溫子二卷)、 鈴本順亭 吉田篁墩 (墨子附說二卷)、 (與本墨子考十五卷) (器子考)、 藤原東所(荷墨綱領)、 谷斗南 (繼子全書注六卷)、戶埼淡園 蒲坂青莊 (墨子呂覽 畢校

注三 漢文大系、墨子例言による。

궘:

荻生徂徠讀荀子解題敍説・北田數

一著參照

(

n 非攻上・中の各篇、 全部で六十四葉、 著者名はない。 收 められる「讀墨子」(以下A本と略す) 及び下篇の前半(若瑾以侍…)までが含まれる。 親士、 全一册、 修身、 寫本、二十一葉、末尾に「文政辛巳冬十一月」(一八二一)と書いてある。 所染、 法儀、 七惠、 は、 辭過、 第一 三辯、 葉に「讀墨子」と記し、 私の本(以下B本)は、同じく第一葉に「讀墨子」 尚賢上·中·下、 尚同上・中・下、 著者名はな 寫本で二 兼愛上・中・下 最初に耕柱篇 册に分か

本は とが可能のようである。そして、親士篇、 ているから、その他の部分も存在したことはほぼ認めてよいだろうと思うが、現在までにその手懸かりはない。 せると、 本を綴じ直した時にでも、 に關する一葉、 内容を重複せず、 墨子の牛ばを含むことができる。A本についていうと非攻下篇が途中で中断され、 つづいて明鬼下、 敍述の方法、 「護墨子」と書いてあることから誤って前におかれたのだろう。 非樂上、非命上・中・下、 非儒下の各篇が含まれる。 耕柱篇の一葉が最初にあるのは、

である。 けからそう決めるわけにはいかない。この問題はあとで再び検討する。 下せない。 のかということである。というのは、 り二十六年後であるから、 っていないから、これはあくまで推測でしかない。 していることから、やや大膽な推測をすれば、 「讀墨子二卷」という著作がある。かれは、下野の人で弘化四年(一八四七)に沒しており、 原本ならばこうしたことは起こるはずのことではなかろう。してみると、 もとの本のページを示すのにこうするからである。さらにまた、數ヶ所に墨子の本文と注文とを混同して書いている 耕柱以下と、全體を三分して構成されていたのではないかと思われる。ただ、經及び經說に關する部分がまったく殘 非儒篇末尾の「文政辛巳」がそのまま著作時を示しているとみてよいのか、それともたんに書寫した時期を示す この書物がだれによって書かれたのかという問題である。 しかも「讀××」という書名は、 時間的には問題はない。 内容などをあわせ考えると、もともと同一書であったものが分かれて傳ったと見るこ ともに疑いが残ってしまうのである。 A・B本とも、 耕柱篇にそれぞれ「讀墨子」と題していること、非儒篇末尾に「文政…」と記 荻生徂徠の「讀荀子」いらい多くつけられたものであるので、 「讀墨子」は、 ただ今はその「讀墨子二卷」を見ることができないので、 ところどころ一定の間隔をとつてあるが、これが、本を書寫すると 最初の七篇及び上・中・下に分かれる十篇、 「近世漢學者著述目錄大成」によると、 著者に關連することだが、この本の書か 一讀墨子」の著者、 非儒篇末尾の「文政辛巳」よ 篇名でわかるとおり兩本を合 B本には耕柱篇の一葉が残っ 著作時期を單純に「諸 書名の一致だ 經及び經 この断定は 諸葛歸春に ħ た時 В

視歸春、

文政辛巳」とすることには、

Œ いいたかつたことは、文政と書いてあるからといつて、それをそのまま著作時期である、 いうまでもないが、「文政……」という年號は、原本にあつたものをそのまま書寫する、 と認めることはできまいということで ということも十分ありらる。

()

するテキストの異同、注釋を加えるという形をとり、A本では五三七條、B本では三七八條にわたって問題とする。 讀墨子」は、その書名が示すように墨子の本文に考證を加えたもので、まず問題とされる部分を引き、その部分に關

例えば、 親士篇最初の部分を引いて見よう。

(1) 見非常也。 入國而不存其士云云「入國、如桓公自莒入齊、文公自秦入晉、是也。亦兼自鄙入爲君者、不言爲君、 下緩賢同。 國上宜補其字、言人國而不存其土、 則是亡其國者矣。言見賢而不急、 則是緩其君事者矣。 而言入國者、欲 緩字對急言之、

う。「國上宜補其字」というのは、省略してある本文の「不存其土則亡國矣……不急則緩其君矣」について、「國」の上 入國……云云が墨子の本文で、「……」内が「讀巖子」の文である。(以下これにならう) この例についていうと、 「入國」ということを問題とし、それが齊の桓公、晉の文公のように國外に亡命していた王が王位につく場合であるとい

かの例外を除いて、 内容の具體的檢討にうつる。まず、著者のよった底本(すなわち、讀墨子が引く墨子の本文)についてだが、ごくわず 秋山玉山の寶曆本墨子とみてよかろう。でごくわずかの例外といったのは、次のような例である。

(2)萬方有罪 〔刻本無有字、予本有、 爲是(雜愛中) にも「其」字を補えというのである。

(3)(4) 將必皆差論其爪牙之士、比列其舟車之卒伍〔其刻本作某、 且焉有善而 不可用者 「善刻本作義、 誤、 予本作善、此善字難上文卽善矣之善也、 誤矣。予本不誤」(非攻下) 故善字爲是。〕(兼愛下)

(19)

トで訂正したためこういう表現になってしまったのであろう。叙述としては統一を缺くが、 右の三例では、引いている本文は寶曆本と一致せず、 底本を

變えたのであろうか。

一つの理由として、 **寶曆本が明らかに誤っていると認められたので、それを他のテキス** かえって注釋でのべる刻本というテキストが一致する。なぜここだ 實際の研究する態度としては

認めてよかろう。 一讀墨子」が校勘に用いているテキストはつぎの五種、 すなわち、 諸子奇賞、 諸子彙函、 予本、一本、 刻本であるが、

ないが、それらはいずれも、ただ校されているだけでなく、勘されてもおり、 どのテキストが該當するのかにわかに決めがたい。一本も不明である。「讀墨子」中に、諸子奇賞による校勘が、七十二 としては信賴のおけるものではない。つぎの予本であるが、この名稱からみて、著者自身のテキストと思われるが、 たもので、懇子單獨のテキストではない。諸子窠函は二十六卷、明の歸有光編、これも諸子の合刻で、いずれもテキスト 刻本は底本である寶曆本のことと思われるから、實際は四種である。諸子奇賞は、五一卷、 諸子彙函によって四ヶ所、予本によって四十ヶ所、 一本によつて五ヶ所、 これには著者のもっている見識の高さがあ 行なわれている。必ずしも多いとはいえ 明の陳仁錫編、 諸子を合刻し

20)

(5) 三者冀可以爲治法而可〔奇賞無而可二字、是〕(法儀)

づかっているようである。

その一例をあげよう。

「奇賞銀下有愛字、是也、

兼愛天下之百姓、

是、

下所謂利人也〕

(法儀)

(7) 以賜其功〔奇賞其作無、是〕(七惠)

(6)

銀天下之百姓

- (8) 具此而已矣 [具彙函奇賞並作其、是] (雜愛上)
- (9) 惡施不慈不孝亡〔按彙函奇賞、慈下更有不慈二字〕(雞愛上)
- 60 意以天下之孝子爲過〔予本過作遇、奇賞作偶、並非〕(雜愛下)

泩 ただ、墨子の本文だけを引き、 そこになんの考證をも加えていない條があつて、これは何を問題にしたのかわからない。

また、

「按」という文字が | 考證の最後についていて、 装現のしかたが統一されていない條もある。これらをあわせ考えると、

注二 たとえば、「碓而不修者」(修身)で確字は、 羊字は、寶曆本と一致、 子」は未定稿なのかもしれない。 他のテキストは于字につくる。 質暦本と一致、 「唐鞅田不禮」(所染)田字は寶曆本と一致し、他のテキストは佃字につ 他のテキストは雄字につくる。 「夏桀染於羊辈推哆」 (所染)で、

孫詒譲は「畢云、 くる。さらに數多く一致するが省略する。 (5)について、于省吾は「法下舊有而可二字、孫治譲據王説删、 舊脱愛字、以意増」とのべ、愛字を補つている。(7)について、 綿眇閣本、 子彙本無」という。 今據補」 孫詒譲はすでに無字に改めている。 「融墨子」と一致。 (9)について、 (6)について、

(==)

吳毓江は不慈の二字を補つている。「諸本脫不慈二字、潛本縣恥閣本陳本並有、

ぎに「讀墨子」が引いている諸家の說を檢討しよう。 名前と思われるものに、 「忠謂」、「子迪曰」とがあり、 そのほ

か、 「或曰」「一説」「再按」「又按」などとある。

まず「子迪日」として、次のような説が引かれる。

(11) 其子此疚於隊〔子迪曰、其子二字、二字宜在隊下〕(七惠)

(12)聖王之命也多寡之「子迪曰、此脫誤、 不可解](三辯

(13)以勞殿賞〔子迪曰、殿當作與、或曰、殿上宜補最字〕(尚賢上)

(14)莫不競勸 而尙意 「子迪曰、 尚意、 高尚其志意也、 得之」(尚賢上)

(16)不賞使家君試用 [子廸曰、賞字符](尚同下)

則其談謀度速得矣〔子迪曰、談字衍、

忠謂上有富貴佚之語、

則此亦當與彼同、不必以爲衍字〕(尚同中)

(15)

(17)句〕(雜愛下) 惡施不慈不孝亡「按彙函奇賞、慈下更有不慈二字、是也、子迪曰、 亡字行、 忠謂、 亡平弊、 惡施不慈句不慈不孝亡

(13)「の例は、「子迪日」を「或日」の前に引いている。 似では、「子迪日」の説に對して「得之」という判断を下している、

ず、 (15) (16) では、 著者に先行する學者であろうとみる。 そのあとに「忠謂」とつづけて反論を加えている、 などの理由から「子迪」 が「讀墨子」の著者とは考えられ

いが、 ともに談字を衍字とし、子迪の所論と一致する。 ちなみに、 を尙ぶ」と理解しているが、それに比べると、この『子迪』の説のほうがはるかに理解しやすく、 (11) 孫治譲は の理解は、 いずれも注目に價いする考證である。 吳毓江は 「惡施不慈、 墨子閒詁に引かれた王引之の説と一致する。 一尚意、 故不孝不慈亡有」と、 **猶言高尚其意志」とほとんど同じ注解を施している。頃については、** 切については、子迪のように亡を衍字とするのは、 圏點の文字を補って脈絡をつけようとする。以上、 似について、 開計は、 「意」を「悳」 王念孫、 當を得ていると思う。 の譌字とみなし、 わずか七條にすぎな ちょっと無理であろ 蘇時學の說 一德

子」の刊行に力があずかっていること、さらにかれの校刊した明和本王注老子二卷につけられた「考」と、 も無理は 曰……」とは説の立てかたが似かよっていること、などの理由から、墨子に關する上述のような考證があったと想定して に魘する。 定したい。 では「子迪」とは一體だれのことだろうか。 なかろう。 かれに墨子に關する著述があったことは知られていないが、師の學風を繼いでいること、とくに徂徠の「讀荀 かれは、 名は惠、字は子迪、鷹水とは出身地にちなんだ號である。上總の人、業を荻生徂徠に受け、 字が一致すること、 學問の態度の二點から見てこう推論したい。 私は、 それに該當する人として「字佐美孺水」(一七〇九一一七七六) 前記の 復古學派 「子迪

(18)唯信身而從事 信身者、 言賞善罰惡必行諸其身也、 說身當作臣、 信猶任也、 言能任用其臣也)(尚同下)

つぎに、

「一説」として次のような説が引かれている。

(9) 雕使下愚之人〔一說使當作至、以音誤也〕(非攻下)

20 卒進而桂乎鬪曰〔畜賞桂作柱、是也、一說桂恐誓、誤〕(非政下)

(21)其所得者臣將何哉 〔臣當作今、 以香製也、 一說臣當作吾」(明鬼下)

- (22)若以說觀以 「以當作之、 ___ **說觀以當作以觀、** 按奇賞以作之」(非命下)
- この 說 \$ 「一説」といういいか た 20の叙述などからみて、 「讀器子」の著者自身の説ではなかろう。

ない。 (18)0) **畢**祝はこの字を行字とし、 信身一 を「任用其臣」とする理解 秋山玉山は、 は 日 從來ほかに見ない説である。 以の 誤りではないかとみる。 (21) ò (22) Ł ---E このままでは讀めな (# このままでは讀むことは l, s 、ので、 この

でき

説を立てたのであろう。

つぎに「或曰」として引かれているものを檢討したい。 一或曰」は、 それだけで引かれているものと、 忠謂

說と關連して說かれている項とがあるので、 此之謂用民 〔用民未詳、 恐有誤、 或曰、 用民當作也字、 まず「或曰」とだけして引かれているものを檢討する。 說此 節論入國得賢士之效也、 三子之達名成

一句是古語、

(23)

- (24) 分議者延延 得士民之用也、 而支荷者路路 故曰、 此之謂用民 厂或曰、 分議、 (親士) 疑公議、 或曰、 支議 の誤寫 か 誤、 荷敬字缺邊) (親士)
- 以刑之道曰 「以用也、 或曰、 以刑呂刑之誤、 以古作目、 與呂相似〕 () 同中

(25)

- (26)將使助治亂刑 政也 〔或曰、 刑當作爲〕(尚同下)
- (27)也 何故以然句則義不同世句 但此 然則猶言是則 也 〔或曰、 (尚同下) 然當作也、 下同、 再按下亦有此語、 然字屬下句、 然二說皆非也、 然則是墨子之言
- (28)此 若人唯使得上之賞 說不通 (尙同下) (若人指黨人也、 使字宜爲能、 之字、 或曰宜爲皆、 欲下云是以徧若國之人、 皆欲得其長上之賞譽、
- (29) 今吾將正 「或曰、 將正當作行正、 並以晉誤也」(乘愛下)
- (30) 固 據而後興 〔或曰、 據疑握、 非 按中篇作肱然後帶、 與此自別](棄愛下)
- (31) 重有重亦何書之、 亦何書有之哉 〔上亦何書三字、 衍文、 或曰〕(明鬼下)

台 自夫費之〔自當作非、以形誤也、或曰、當作今〕(明鬼下)

はこの字がなかつたという。 畢売も同説を述べ、 ただ「用」についてだけ述べたのかもしれない。 によると「固」を 「以」字につくり、 の文は、 「太上無敗、 握 開計もそれに賛意を示している。32については、 他のテキストに「呂」に作るのもあるから、 に作るテキストが 其次敗而有以成」につづくのであるが、このままでは意味が通じない。「或曰」がいうように、 あつたらしいが「據」 四「荷」を「敬」の壞字とする説は、 この推測は正しいだろう。 を 「握」とする説はどこにも見えない。 閒詁は「自」を「且」に改めるべきだとし、 墨子閒詁にも見える。 60について、 (31) 閒詁の引く別本 について 23寶曆本が 舊本に

「或曰」が「忠謂」と關連して說かれているというのは、 次のような例である。

- (33) 昔文公出 …略…桓公去國…略…〔或曰、文公在桓公後、 則此句宜易地、 忠謂古文不必拘也〕
- (34) 使人之肱股助己動作 略…之類、 豈必盡改之乎、 〔或曰、 墨子書亦有處居字尚賢下節用中因陵丘掘穴而處焉、 肱股當作股肱、 忠謂古書自有似倒字者、 如茍子 妬嫉不苟篇木草獨學墝肥儒效窳枯議兵…中 節葬下積委多城郭修〕 (倘同中
- (35) 國之道盡此已耶 「或曰、 國上脫治字、 忠謂下有天下之道盡此已耶之言、 由此觀之、 不必補治字、 可也)(尚同下)
- (36) 皆良句外為之人句 「或曰、 良當作內、 忠謂此謂非也、 外爲宜爲外內、 言左右羽異之人、皆善人、 且外內之人助之、 瀜
- (37) 當察亂何自起 「或曰、 當字行、 忠謂墨子數用當字、 以行、 凡如此之類、 古書之所以爲古書也〕(無愛上)

聽以告善、

不善者衆也」(尚同下)

- (38) 其不仁義 (或曰、 義字行、 忠謂上下文並前作 不義、 後作不仁、 互文也、 則此 亦宜削仁字〕(非政上)
- (39)與此同)(非命上) 不暴故罰 也 (或曰、 不字宜從上文作非、 忠謂墨子好復上文而變其字、 不必疑有誤可也、 下不暴故罰也、 非賢固賞也、
- (40)常若有命者言也 「或曰、 若當作非、 忠謂非也、 言也下脫不可不察也五字、 按

(非命下)

(41) 用誰急遺行遠矣〔或曰、誰疑雖字、 忠謂此未詳](非備下)

(42)

(稱於湯文 (或曰、

文當作武、

忠謂此□非論革命之事、

則揭文王而銀武王也、

何必改文字哉](非儒下)

(34) (よ、 ても、 肱股」に作るのは寶曆本だけで、 「股肱」に正すべきだろう。的は、 他のテキストは「股肱」にしている。古書に「忠謂」のような表現があるとし 孫治讓は「外爲二字疑誤」といい、 于省吾は、 このままが正しい、

「仁」字を衍字する。

る。 可不强非一の五字を補つている。 調 に關してはなんら補訂する說は示されていない。それらからみて、「忠」という名で呼ばれる人が、この「讀颸子」の著 されていることに氣づくであろう。ここに示した例、及び⑮、 とい これは、さきの「子迪」の場合とくらべるとはるかに 困難なことである。 最初にあげた「讀墨子」 の著をもつ 諸葛歸春 論を正しいとすれば、 をこのように引ける人というと、 述をした人の中には、 右の例を通して、 「外内」とする説は他にみない。 あるいはそれにごく近い關係にある人ではなかろうか、と推論することが可能のように思える。 名は「晃」字を「君韜」というから當らない。それに「忠」という名をもつ學者はかなりの數にのぼるが、 所論をその學統に屬する人のものと見ることも、 入江南溟、 一或曰 8別話が引く王引之の所説もこれと同じである。40について、 「忠」とは「字」でなくて「名」のはずだから、 「忠」という名をもつ人はいないのである。ただ、「子迪」が「宇佐美灊水」であり、 は著者の論とは考えにくいこと、 字は子園が、 かれに關連をもつ人、 (37) (t この「忠」に該當するのではないか、 孫治譲は、 必ずしも困難なことではなかろう。こういう理由から、 すなわち「復古學」の系統に屬する人であり、 「嘗」の假借とみる。図は、 「忠謂」というのが、 切などで「子辿」の説を改めてはいても、 「忠」という名をもつ人を探せばいいわけだが、 と推定する。 王念孫は、ここに下文によつて、「不 例外なしに「或曰」 「忠謂」のとおりで、 そして、もしこの推 しかも、 を改める形 忠調 孫治譲もこの 宇佐美の説 この 懸子の著 一忠囿 とす 所論 で記 忠

か

れは、

延寶五年(一六七八)あるいは、貞享三年(一六八六)に生まれ、

明和二年(二七六五)

に八十歳

(あるいは八十

(25)

子」なる著述があったとみること(たとえそれが未定稿であったとしても)は必ずしも荒唐なことではなかろう。 八歲) ず、二人の間に交渉があったことは十分に考えられる。 考注一卷一本、 で没している。 江忠貞撰」とあり、忠貞とは忠囿の誤りかと思われ、 荻生徂徠に擧び、宇佐美より約三十歳年長であるが、長命であって沒年は宇佐美より十年前にすぎ 東條琴臺の「諸藩藏板書目筆記」卷三、津藩造士館の條に この著者に、 師の「讀荀子」 になぞらえた 一衛子

(KG)

る。すでに述べたように、生一 ある。事實そのとおりで、 書であろうと想定したが、 機會を改めるとして、いまは、「讀爨子」との關連についてだけのべよう。というのは、「讀爨子」の底本が玉山 江の「鼉子校注」などいずれも玉山の校注をとっており、 最初の刊行であり、 ここで、秋山玉山の校注との關係についてふれておく必要があろう。秋山玉山(一六九八——七六三) 字は子羽、 服部南郭に學び、 その核注は、 してみれば、 かれが墨子全書六卷を刊行したのは、 かなりの條にわたって一致しているから、 畢沅が校定注解を施して刊行した經訓堂墨子より早かった。于省吾の「墨子新證」 南郭は徂徠に師事していたから、 「讀墨子」の中にも當然のことながら、 それがもつ價値がわかるだろう。玉山の校注についての檢討は 寶曆七年(一七五七)のことで、 徂徠の墨子の校注を玉山がとって 記したとも これらはいずれも玉山の説を引いたとみるのが妥當 玉山の校注は引か わが國における墨子 九 てい は肥後の人、 るはずだからで の墨子全 いわれ っ書の 名は

(26)

(4) 莫不物羊豢犬豬〔羊上補牛字、爲是

であろう。

一例をあげる。

64 古者王公大人〔古作今、爲是〕

玉山校曰、

物下疑脫牛字。

玉山校曰、古當作今。(尚賢上)

(45)

走山 校曰、 其下疑脫門字。(尚賢上)

(46) 此謂事能 「事疑使、 此說可從〕

王 山校曰、 事疑使。 (倘賢中)

(47) 則以不得善人而賞之〔以字行〕

玉山校曰、 以行。 (倘同下)

(48)

情欲譽之審〔譽上脫毀〕

玉山校曰、 譽上疑脫毀字。 (非政中)

これら校注のもつ意義についての檢討は省略するが、

例からわかるとおり、

著者は玉山の校注と一致するあとに「爲是」

とかっ (49) 、此競可從」とかいっているから、 玉山の説を引いたものと見るのが妥當であろう。 つぎの例では、

玉山校曰、以上脫必、 則以此人不知白黑之辯〔不上加爲字看、 人下脫爲。 (非政上) 下有爲字〕

有勇之推哆 「下勇下有力字、 此盖脫文〕

(50)

玉山校曰、按下文勇下脫力、之下脫下。 (明鬼下)

などでは、 玉山の核注が、 二ヶ所を問題にするのに、 「護懸子」は一 'n 所しか問題にしない。 また、 つぎの例では、

(51) 尚賢事能 [事當作使]

玉山校曰、 事疑使。 (尙賢上)

玉山 國衆必亂 校曰、 〔衆當作家、 衆疑家。 (倘同下) 以刊誤也」

(52)

是以善言之〔此下脫以不善言之五字、 下作見善者言之、 見不善者言之、 可以微

(53)

玉山校曰、 一本有不善言之四字。 (倘同下)

などのように、 ないが、 その核注と「讀墨子」とは密接な關連をもっていることがわかると思う。 玉山の校注を發展させており、たんにそのまま引いているのではない。 以上、 玉山として名前は示されて

牧野謙次郎、 **漢籍國字解十七卷、** 墨子國字解、 五四ページ参照。

注: 0 もし玉山の校注に徂徠の説がとられているとするならば、この「顴罩子」は復古學派の人の説を集めたものと思われるから、 中のあるものは、 玉山の説ではなくて徂徠の説なのかもしれない。 しかし、 į, まはそれを知る手懸かりは ない。 そ

(H)

残りの紙幅で、 「讀墨子」の注目すべき説をいくつか示して檢討を加えよう。

(54)素食而分處 〔素當作索、 索求也](辭過)

ほうが理解しやすいのではなかろうか。李笠も「素字當作索」といつている。 素食」について、 開計は、 「食草木」すなわち、 「蔬食」であるとする。 だが 「讀墨子」のように「求食」ととった

(55) 胡不察尚賢政之本也 [政上藏爲字](尚賢中)

(56) 爲善者可 讀墨子ののべるように、當然「爲」を補うべきであろう。孫訟讓も「政上、舊本脫爲字、王據上文補」という。 而勸也云云 (二)而字、 讀爲以、 按呂氏春秋功名篇、 故當今之世、有仁人在焉、 不可而不此務、 不可

而不此事、 與此正同、下、上可而利天、 中可而利鬼、下可而利人」(尚賢下)

右の「可而」を「可以」とする説は、 與此文同一例、 孫治讓引く王説と一致する。それによると、 案王説是也」とある。 了王云、 可而猶可以也、下文曰、上

可而利天、 中可而利鬼、下可而利民、

(57)

尚同義其上

(宜作尚同其義、

或曰、

ままでは讀むことができない。 李笠は「尚同而義其上」とし、 陶鴻慶は 一同義共上」とし、于省吾は 一尚问 其上

義字衍、下有是以皆比周隱匿而冀肯尚同其上之語](尚同中)

とそれぞれ改めているが、この「讀墨子」の理解も参考となりうるであろう。

(58) 當若尙同之不可不察〔之下脫爲說二字、 按尚賢篇末云、 故尚賢之爲說、而不可不察此者也、 再按、 下篇末云、

而不可不察、 然則此脫一說字](尚同中)

一讀墨子」の説くように、 「爲說」を補うべきであろう。畢灰、 兪樾、 孫治讓も同説をのべる。

(59) 是故天下之欲同一天下之義也〔此有脫誤、 今削下之二字、 可也](尚同下)

このままでは意味が通じない。上下の文からみて、 欲同……の主語は「天」であるべきだから、 「讀墨子」の所論は正

しいと思う。

(60)

善」を衍字とする説はほかにはみないが、

參考とするに

價いしよう。

其以尚同爲政善也〔善字衍〕(尚同下)

(61) 崇此害〔崇疑察〕(兼愛中)

このままでは讀めない。上・下篇の表現から見ても「察」に改めるべきであろう。

(62) ここも所論のとおりで、ここが子墨子の説では、下文に續かない。子墨子の三字を衎文と見なすか、または、 子墨子曰、 然乃若兼則善矣〔子墨子三字衍、 然乃猶然則也、 此是難下子墨子言曰云云、 是解](無愛中) 孫治譲も

のべるように、この三字を「君子」の二字に改めるべきであろう。

〔與字管倒下四句、

爲人二字似衍」(無愛下)

(64) 曰卽善矣 [卽上疑脫兼字] (雜愛下) (63)

又與爲人君者之不惠也

卽善矣」とすれば意味はより明らかとなろう。吳毓江は「各本無兼字、今依曹校增」という。 上下の文から「善矣」という判斷が、兼について下されていることはわかるが、 もし「讀墨子」のいうとおり「曰、 兼

(65)

孝子之爲親度者吾不識 [吾上七字衍文、宜删] (雜愛下)

この七字が、下でそのままくりかえされるから、衍文と見るのであろう。 ほかに衍文説はみない。

(66) 犧牲不與昔聚群〔昔當作畜、以形誤也、聚驟獸同音〕(明鬼下)

一昔」について、畢死に「昔之言夕、 王逸注楚詞曰、 昔夜、 詩曰、 樂酒今昔不聚群、 言別群也」とあるが、

のような説はほかにはみない。 多聚升聚不足〔疑不足上脫是故升聚四字〕(非樂上)

(67)

升粟」についての判斷と見るべきであろう。孫詒讓の「多聚叔粟、叔舊本作升、今據王校正、又舊本脫是故叔粟四字、 という一條だが、これでは意味は通じがたい。 この文の上に「卽必不能蚤出暮入、耕稼樹鑿」とあってこの文に續く。農夫が音樂をたのしんで農耕に務めなくなる、 「讀墨子」の說くように「不足」の上に四字を補って、 「不足」を「是故 Ŧ

(68) 或以命爲亡〔亡當作有〕(非命中) 據上下文補」というのと一致する。

べきであろう。 爲有五字」として五字を補おうとしたのも一理ある。ここは、 このままでは、下文の「我所以知命之有與亡者……」と意味がつづかない。孫詒讓が、ここに「魔云、此下當有或以命 孫競に從うか「讀爨子」のように「亡」を「有」と改める

(69) 服古言〔服上脫古字、下文可徵也、又按孝經、又孟子曰、子服斃之服、誦斃之言……此皆所謂古服古言也……〕(非儒下) 「服」「翯」をいずれも「古服」「古蒿」と改めるべきであるといったのである。王念孫は「古蒿服」とし

ŧ

兪樾は「膻爨子」と同じように「古服古言」に改めるようのべている。

來そういら曹名の本があって、その一部分がそれぞれ離れ本として傳わった。內容は、墨子の異本の校勘と本文考證で未 以上の檢討を通してつぎのようなことを知ることができた。「讀器子」と名づけられて殘っている、 A ・B兩本は、元

學説を知ることによって、日本における墨子研究史の一側面が明らかになるとともに、その考證のいくつかは、 謂」を手懸りとして著者に入江南滇を想定しうること、などである。今までまったく知られていなかった復古學派の毉子 寶曆本墨子の欄外校記と宇佐美灊水の墨子説については、 定稿であったのかもしれない。 內容からみて、復古學派に屬する人の墨子考證を集めたらしいこと、 その影響をはっきり認めることができる。著者は不明だが 中でも、 秋山玉山 現在でも 一忠 0)

注 代的にみてそういうことはありえないと思う。また、 考證が、 清儒の説と暗合するところが多いため、あるいは、 畢売の説と讀墨子の考證とはほとんど關連を認められない。 清儒の説を引いたと見られるかもしれないが、

いぜんとして参考するに價いするとおもう。

(日中學院講師